



# ピースケアステーション守山 訪問介護 重要事項説明書

## 第1条 事業の目的

株式会社ピースが開設するピースケアステーション守山「ピース」といいます) が行う指定訪問介護(以下「事業」といいます) の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ピースの介護職員が、ご自宅での療養が困難となった施設入所の方を中心に、日常生活を介護支援致します。訪問看護、訪問診療、ケアマネジメント他職種との連携により安心して生活をしていただけるようチームワークを大切にし、お客様の尊厳を第一優先とします。

## 第2条 運営の方針

指定訪問介護の提供にあたって、ピースの介護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。

2 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、地域包括支援事業所、他の居宅サービス事業者、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4 ピースが自らのサービスの質の向上を図る手段として、名古屋市介護サービス事業者連絡研究会(名介研)の主催するユーザー評価事業に毎年参加する予定です。毎年集計されたユーザー評価結果は以下に公表されています。

<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/hyouka>

## 第3条 事業所の名称等

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- ① 法人名：株式会社ピース
- ② 法人所在地：名古屋市中川区打中 1-139
- ③ 代表者氏名：古澤美穂
- ④ 設立：2007年9月
- ⑤ 事業内容：訪問介護、予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービス、障害福祉サービス(居宅介護・重度訪問介護) 訪問看護、予防訪問看護、小規模保育事業、認可外保育事業、住宅型有料老人ホーム事業
- ⑥ ホームページ：①<http://ns-peace.jp> ②<https://peace-nagoya.love>
- ⑦ 事業所名：ピースケアステーション守山
- ⑧ サービス種類：訪問介護
- ⑨ 事業所所在地：名古屋市守山区野萩町5番3号
- ⑩ 事業所連絡先：052-325-3852 FAX：052-325-3851  
e-mail : pcs.m@peace-nagoya.love

#### 第4条 営業日及び営業時間

ピースの営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

①営業日：月曜～金曜 お盆 8/11～8/15（年度により変更あり）、年末年始 12/29～1/3 を除く

②営業時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分まで

③電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

#### 第5条 職員の職種、員数及び職務の内容

ピースに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとします。

職種	業務内容	常勤	非常勤	備考
管理者	・従業者及び業務の管理 ・従業者に対する、法令・規定の遵守させるために必要な指揮命令	1名	一	
サービス提供責任者	・指定訪問介護の利用申込みに係る調整 ・訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明 ・利用者へ訪問介護計画の交付 ・指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更 ・利用者の状態変化やサービスに関する意向の定期的な把握 ・サービス担当者会議への出席等による、居宅介護支援事業者との連携 ・訪問介護員等に対する、利用者の援助目標及び援助内容の指示 ・訪問介護員等に対する、利用者の状況についての情報伝達 ・訪問介護員等による業務実施状況の把握 ・訪問介護員等の業務管理 ・訪問介護員等に対する研修、技術指導等 ・その他サービス内容の管理について必要な業務	名	名	
訪問介護員	・訪問介護計画に基づく、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービス提供 ・適切な介護技術によるサービス提供のため、サービス提供責任者が行う研修・指導等を受ける ・利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者への報告 ・サービス提供責任者からの、利用者の状況についての情報伝達を受ける	名	名	うち介護福祉士名
事務職員	・介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等	名	名	

## 第6条 ピース及びサービス従業者の義務

- 1 ピース及びサービス従業者は、サービスの提供にあたってお客様の生命、身体及び財産の安全に配慮するものとします。
- 2 ピースは、サービス従業者の清潔保持及び健康状態について必要な管理並びに設備・備品等の衛生的な管理に努めるものとします。
- 3 ピースは、サービス提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師及び医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。

## 第7条 サービス概要

ピースは、お客様のご自宅（施設内の場合居室）でサービス提供を行います。

ピースが提供する訪問介護サービスは、利用料金が介護保険から給付される場合と、利用料金の全額をお客様にご負担頂く場合がございます。

### （1）介護保険の給付の対象となるサービス

- 身体介護  
入浴・排泄・食事等の介護を行います。
- 生活援助  
調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話を行います。

※お客様に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

#### ① 身体介護

- 入浴介助  
…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

- 排せつ介助  
…排せつの介助、おむつ交換を行います。

- 食事介助  
…食事の介助を行います。

- 体位変換  
…体位の変換を行います。

- 通院介助  
…通院の介助を行います。ただし、通院時の移送にかかる費用については介護者も含めご利用者負担となります。

#### ② 生活援助

- 調理  
…ご利用者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）
- 洗濯  
…ご利用者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）
- 掃除  
…ご利用者の居室の掃除を行います。（ご利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）
- 買い物  
…ご利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

#### ③ 介護や住宅改修等に関する相談援助を行います。

※ これらのサービスは、利用者本人に提供するもので、利用者以外の方への提供はしません。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

- ・介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、第7条の金額に11.05を乗じた額が、お客様負担となります。

※平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%

- ・早朝（午前6時から午前8時まで）：25%

## 第8条 サービス利用料金

身体介護						
区分		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
身体 01 20分未満	昼間	163	1,740円	174円	348円	522円
	早朝/夜間	209	2,177円	218円	436円	654円
	深夜	251	2,615円	262円	523円	785円
身体 1 30分未満	昼間	244	2,605円	261円	521円	782円
	早朝/夜間	313	3,261円	327円	653円	979円
	深夜	375	3,907円	391円	782円	1,173円
身体 2 30分以上 1時間未満	昼間	387	4,126円	413円	826円	1,238円
	早朝/夜間	495	5,157円	516円	1,032円	1,548円
	深夜	594	6,189円	619円	1,238円	1,857円
身体 3 1時間以上 1時間30分未満	昼間	567	6,033円	604円	1,207円	1,810円
	早朝/夜間	724	7,544円	755円	1,509円	2,264円
	深夜	869	9,054円	906円	1,811円	2,717円
1時間30分以上 30分増すごとに	昼間	82	875円	88円	175円	263円
	早朝/夜間	105	1,094円	110円	219円	329円
	深夜	126	1,312円	132円	263円	394円

生活援助						
区分		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
20分以上 45分未満	昼間	179	1,906円	191円	382円	572円
	早朝/夜間	229	2,386円	239円	478円	716円
	深夜	275	2,865円	287円	573円	860円
45分以上	昼間	220	2,344円	235円	469円	704円
	早朝/夜間	281	2,928円	293円	586円	879円
	深夜	338	3,521円	353円	705円	1,057円

通院等乗降介助						
区分		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
	昼間	99	1,031円	104円	207円	310円
	早朝/夜間	124	1,292円	130円	259円	388円
	深夜	149	1,552円	156円	311円	466円

特定事業所加算Ⅰ：20%加算

特定事業所加算Ⅱ：10%加算

特定事業所加算Ⅲ：10%加算

特定事業所加算Ⅳ： 5%加算

## ■特定事業所加算Ⅰ

次に掲げる基準すべてに適合すること。

### 【体制要件】

#### (1) 訪問介護員に対する計画的な研修の実施

※訪問介護員等について具体的な研修の目標、研修の内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を作成する。

#### (2) 定期的な会議の開催

※登録ヘルパーも含めてサービス提供に従事する介護職員等の全てが参加するものであること。  
文書などによる指示およびサービス提供後の報告

#### (3) 定期的な健康診断の実施

※事業主費用負担により少なくとも1年以内ごとに1回は実施しなくてはならない。

#### (4) 緊急時等における対応方法の明示

### 【人材要件】

#### (5) 訪問介護員の割合が以下のいずれかを満たしていること

介護福祉士の割合が30%以上であること

または介護福祉士+実務者研修等(※)を修了している職員の割合が50%以上いること。

#### (6) 全てのサービス提供責任者が以下のいずれかを満たしていること

実務3年以上の介護福祉士であること

実務5年以上の実務者研修修了等(※)であること

#### (7) 前年度、または前3ヶ月で要介護4・5、認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)の利用者ならびに、たんの吸引等の行為が必要な利用者が20%以上いること。

※実務者研修修了者・・・正確には、実務者研修修了者もしくは介護職員基礎研修者もしくはヘルパー1級修了者のこと

## ■特定事業所加算Ⅱ

上記、特定事業所加算Ⅰ(1)から(4)までの基準すべてに適合し、かつ、(5)または(6)のいずれかに適合すること

## ■特定事業所加算Ⅲ

上記、特定事業所加算Ⅰ(1)～(4)、(7)の基準すべてに適合すること

## ■特定事業所加算Ⅳ

次に掲げる基準すべてに適合すること

#### (1) 上記、特定事業所加算Ⅰ(2)から(4)までの基準すべてに適合すること

#### (2) 訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者に対する計画的な研修の実施 ※サービス提供責任者について具体的な研修の目標、研修の内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を作成する。

#### (3) 常勤のサービス提供責任者が二人以下の指定訪問介護事業所であり、その事業所に配置されるべきサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ基準の配置人数より1人以上多いサービス提供責任者を配置していること

#### (4) 利用者総数のうち、要介護3～5である者と介護を必要とする認知症である者、その他介護を必要とする者の占める割合が60%以上であること

## ■初回加算

新規に訪問介護計画書を作成した利用者の方に、訪問介護サービスを最初に提供した同月内に、サービス提供責任者本人が訪問介護サービスを行う場合、又は訪問介護員が訪問介護サービスを行う際に、サービス提供責任者が同行訪問した場合に、1月あたり加算されます。尚、2ヶ月以上ご利用のない場合で、再度ご利用の場合も発生いたします。

## ■緊急時訪問介護加算

お客様、又はそのご家族の希望によりサービス提供責任者が居宅介護支援専門員と連携し、居宅介護支援専門員に必要と認められた時、居宅サービス計画書にない訪問介護サービス（身体介護）を提供した場合に、1回当たり加算されます。

## ■生活機能向上連携加算（I）

介護保険におけるリハビリテーションのサービスを利用されている利用者に対し、利用しているリハビリテーション事業所のリハビリ専門職等の助言に基づいて、サービス提供責任者が生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成してサービスを行った初めての月に加算されます。

## ■生活機能向上連携加算（II）

介護保険におけるリハビリテーションのサービスを利用されている利用者に対し、利用しているリハビリテーション事業所のリハビリ専門職等とサービス提供責任者が同行訪問し、共同して生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成してサービスを行った際、最初の3ヶ月に限り加算されます。

（生活機能向上連携加算（I）と同時に利用できません）

## ■介護職員等処遇改善加算

介護職員処遇改善加算、介護職員特定処遇改善加算、介護職員ベースアップ等支援加算は、各加算・区分の要件や加算率を組み合わせたうえで、4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化

	現行(R6年5月まで)	改正後(R6年6月から)
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	13.7～22.4%	24.5%
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	10.0～18.7%	22.4%
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	5.5～14.2%	18.2%
介護職員等処遇改善加算Ⅳ		14.5%（新設）

（令和6年6月から令和7年3月のサービス総額見込み額に加算率を乗じた額を従業員に給与として支払うこと）

令和6年5月申請時点でのピースケアステーション守山の加算は、Ⅱに該当します。

## ◆高齢者虐待防止措置未実施減算（新設）

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員周知徹底を図ること
- ② 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的にじっしすること
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

## ◆身体拘束廃止未実施減算

基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する

## ◆BCP未策定減算（新設）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症または非常災害のいずれかまたは両方の業務継続計画（BCP）が未策定の場合、基本報酬の1%を減算する。その際、一定程度の取り組みを行っている事業所に対し経過措置を設ける。

### ◆同一建物減算の見直し

正当な理由なく前 6 月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内に所在する建物に居住する者に提供されたものの占める割合が 100 分の 90 以上である場合<現行>10%<見直し後>12%減算

### ■口腔連携強化加算(新設)

50 単位/回

※1 月に 1 回に限り算定可能

事業者の従業者(訪問介護員等)が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、口腔の健康状態の評価の結果を情報提供すること、診療報酬の歯科診療報酬点数表の区分番号 C000 に掲げるしか訪問診療料の算定の実績のある歯科医療機関の歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で定めていること

## 第 9 条 通常の事業の実施地域

名古屋市守山区・名東区

上記以外の地域にお住まいの方は、第 9 条による交通費が別途かかります。

## 第 10 条 交通費

①従業者がサービスを提供するため、お客様宅を訪問する際にかかる交通費は、第 8 条に記載するサービス実施地域にお住いのお客様につきましては無料となります。

今回お客様へのサービス提供における交通費は、□必要ありません。

□ 1 回訪問につき実費 \_\_\_\_\_ 円です。

【訪問区域を越えて往復 1 km × (10 円+消費税) の請求額となります】

②お客様宅訪問に自動車を利用した際に、管轄警察署長の許可に基づく駐車許可証が有効でない地域（幅の狭い道路・消火栓・横断歩道・踏切のかかる駐車区域にかかる場合や、近隣の苦情等にてお客様宅前に駐車が出来ない場合）においてやむを得ず有料駐車場を利用する場合には、その駐車場代はお客様にご負担頂くものとします。

近隣一時駐車場の料金 :	分あたり	円 (お客様負担)
--------------	------	-----------

## 第 11 条 キャンセル

お客様のご都合でサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

但し、お客様の容態の急変など、緊急且つやむを得ない事情がある場合にはキャンセル料金は頂きません。

サービスご利用の前日 18 時までのキャンセル	無料
サービスご利用の前日 18 時以降のキャンセル	当該基本料金の 50%

## 第 12 条 お支払方法

利用実績に基づいて 1 か月ごとにサービス料金を請求し、お客様は原則として事業所の指定する期日（サービス実施月の翌月 27 日）に口座引き落としの方法により支払うものとします。

### 第13条 緊急時等における対応方法

訪問介護サービスを実施中に、利用者の健康状態等が急変した場合は、速やかに主治医に連絡（主治医不在の場合は当事業所の協力病院のなごや東在宅ケアクリニック）し、適切な措置をいたします。又、訪問介護サービスを実施中に、天災その他災害が発生した場合、お客様の避難や協力機関等との連携等、適切な措置をいたします。

### 第14条 事故発生時の対応

訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じ、ご家族又は身元引受人並びに市町村及び各関係機関に連絡を行います。

万一の事故発生に備えて、損害保険会社の損害責任保険に加入しております。

### 第15条 その他留意事項

①本契約で定められた業務以外の事項を当従業員に依頼することはできません。またケアマネージャーの立案した居宅サービス計画、サービス利用票に基づきサービス提供を行うため、急なご要望変更等に対応できない場合があります。

②お客様の身体状況を、ピースに従事するスタッフ全員で把握し、総括的なサポート体制と緊急時体制を完備するため、原則専任のスタッフのみで訪問することはできません。

③お客様に円滑且つ適正なサービスを提供するために、当日訪問にあたるサービス従事者の選任及び変更是ピースが行うものとします。

訪問予定時間は、前後のケア延長等の諸事情等により、前後10分のズレが発生することがあります。ズレが予測される場合には、事前にピースよりご連絡させていただくものとします。

④天災等やむを得ない事情により、予定していた介護職員が出勤出来ない場合、当日訪問を中止とさせていただく場合がございます。その場合は事前にピースよりご連絡させていただきます。

⑤当事業所内にて、緊急を要する事態が発生した際等、やむを得ない事情により、当日お客様宅へ訪問することが不可能となった場合には、訪問日を振り替える等の措置を講じるものとし、その際には必ずお客様の了解を得るものとします。

⑥サービス提供の際の事故及びトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- 1) サービス従事者は、現金・預金通帳・キャッシュカード・印鑑・年金証書その他有価証券等は、一切お預かりすることができません。
- 2) 現金や貴重品は室内に放置せず、目につかない場所や金庫等に保管してください。
- 3) お客様及びその家族は、お客様の居宅においてサービスを実施するために必要な電気・水道・ガス等の使用を、サービス従事者に無償で許可をお願いします。
- 4) ピースの所有する自動車・職員の私有車に乗ることはできません。

#### ⑦その他 介護職員の禁止行為について

訪問介護員は、ご利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ・ 医療行為（同意書を取り交わした特定行為研修修了者を除く）
- ・ お客様もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ・ ご利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ・ 飲酒及びご利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ・ ご利用者及びそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ・ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

## 第16条 虐待の防止について

ピースは、お客様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 当事業所従業者、居宅サービス事業者または介護者（現に介護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者 サービス提供責任者：

## 第17条 サービスに対する相談・苦情・要望等の窓口

① 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

- 1) 連絡先（電話）052-325-3852 （営業日・営業時間に限る）  
(メール) pcs.m@peace-nagoya.love 24時間受付

2) 受付担当者名：管理者

3) 担当者不在の場合の対応：他の職員が対応し、管理者に引き継ぐ

② 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情を受けた場合、苦情内容を正確に苦情処理受付簿に記入し、事業所で定めた次の処理手順に基づき、迅速に対応します。

- 1) 苦情の受付 2) 苦情内容の確認 3) 管理者への報告 4) 苦情解決に向けた対応の実施 5) 原因究明 6) 再発防止及び改善の措置 7) 管理者への最終報告 8) 苦情申立者に対する報告

③ピース以外への苦情窓口等

名古屋市役所

健康福祉局介護保険課

(052) 972-3087

愛知県国民保険団体連合会

苦情相談専用

(052) 971-4165

## 第18条 個人情報の使用等及び秘密の保持

①ピース及びその従業者は、お客様及び家族の個人情報を以下に掲げるサービス提供のために必要な範囲内でのみ使用します。それ以外の目的で使用する場合は必ずお客様の了承を得ることとします。

- 1) 居宅サービス計画及び介護計画の立案、作成、変更に必要な場合
- 2) サービス担当者会議その他、介護支援専門員とサービス事業所との情報共有及び連絡調整を行う場合
- 3) 主治医及び連携する病院の相談員等との連絡体制における、情報共有及び連絡調整を行う場合
- 4) お客様の容態の変化に伴い、ご親族・医療機関及び行政機関等に緊急連絡を要する場合
- 5) 行政機関の指導又は調査を受ける場合
- 6) サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による評価を受ける場合

②ピース及びその従業者は、サービスを提供する上で知り得た個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らさないものとします。この守秘義務は、従業員退職後及び本契約終了後も同様とします。

### <備考>個人情報保護方針

- 1) 個人情報とは:特定の個人を識別できるものをいいます。また、ほかの情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものも含まれます。
- 2) 個人情報取扱い及び事業者の義務
  - ① 利用目的の特定…個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲でのみ取り扱うこと
  - ② 本人に対して、利用目的を通知…個人情報は適正な方法で取得し、本人に対して利用目的を通知し、公表しなければならない
  - ③ データ内容の正確性を確保…最新の内容を保つよう努めなければならない
  - ④ 第三者提供の制限…本人の同意を得ず、第三者に対して個人情報を提供することは禁止
  - ⑤ 個人に確認したうえでの公表・開示・訂正・利用停止等…開示・訂正・利用停止を行うときには、本人の同意を得る
  - ⑥ 苦情の処理…個人情報の取り扱いに関して苦情が寄せられた場合には、的確且つ迅速に処理する
- 3) お客様を守るために徹底すべきルール
  - ① 帳票の保管・廃棄…帳票類は適切なファイリングを行い、鍵のかかる場所に保管
  - ② シュレッダーの使用
  - ③ 原則お客様ファイルは事務所から持ち出さない
  - ④ 個人情報はFAX送信を行わず、郵送または直接届ける
  - ⑤ 事務所の入退室管理の徹底

以下の訪問介護サービス重要事項説明書について、ピースより説明を受け、サービスの提供開始、重要事項及び個人情報の使用等について同意しました。

説明日	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
<input type="checkbox"/> お客様	住所 <input type="text"/> ふりがな <input type="text"/>
	氏名 <input type="text"/> 印 <input type="text"/>
<input type="checkbox"/> ご家族	住所 <input type="text"/> ふりがな <input type="text"/>
	氏名 <input type="text"/> 印 <input type="text"/>
お客様との続柄( )	
<input type="checkbox"/> 代行人	住所 <input type="text"/> ふりがな <input type="text"/>
	氏名 <input type="text"/> 印 <input type="text"/>
お客様との関係( )	

株式会社ピース

ピースケアステーション守山

〒463-0042 名古屋市守山区野萩町5番3号

TEL(052)325-3852 FAX(052)325-3851

重要事項説明者